



岡谷市福祉タクシー

1回 300円

福祉タクシーとは…

高齢者や障がい者の外出を助けるためのタクシーです。一般のタクシーとは違いご利用には、いくつかの条件がありますので、ご理解のほどお願いします。

- ・ 岡谷市内を運行。市外に行くことはできません。
- ・ 出発地から目的地までが1回の運行。途中、他の場所に寄ることはできない決まりです。
- ・ 行きと帰りに利用したいときは、2回分の予約をしてください。
- ・ 運行台数が限られています。予約が集中すると、希望の時間に利用できないことがあります。

利用方法

①

利用券の購入

- ・ 利用券は1枚3,000円。10回利用できます。
- ・ 購入した利用券を使えるのは、本人のみです。
- ・ 購入するときは、年齢のわかる身分証明書や身体障害者手帳など、資格がわかるものをお持ちください。
- ・ **利用券の払い戻しは、購入した日から3年以内です。**
(※令和5年4月1日以降、購入した券に限る。)

購入場所

岡谷市役所社会福祉課・湊支所・川岸支所・長地支所

平日 AM 8:30 ~ PM 5:15

※土・日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです。

イルフプラザ出張所(イルフプラザ 3階)

平日 AM 10:00 ~ PM 7:00

土・日・祝日 AM 10:00 ~ PM 5:00

※毎週火曜日、年末年始(12/29~1/3)はお休みです。

②

電話で予約

にこにこ ふくし い

0266-22-2941

(聴覚障害者の方は ファックス 72-9311)

- 運行時間 月~土曜日 AM7:30~PM6:30
日曜・祝日 AM9:00~PM6:30
- 予約受付 前日または当日AM7:30~PM6:00

- ・ オペレーターに「名前・住所・電話番号・日時・**出発地・目的地**」を伝えてください。
- ・ 予約は運行開始から30分ごとの便となります。
- ・ 午前中は大変混み合います。つながらないときは時間をおいておかけ直してください。

③

福祉タクシーの利用

- ・ 利用券を運転手に提示してください。

お問合せは…

岡谷市役所 社会福祉課 0266-23-4811 (内線1251・1222)

利用券の購入



ありがとうございます。
1枚、3,000円です。



予約の電話



〇〇といいます。
住所は幸町8-1です。
明日10時に自宅から
××病院へお願いします。

予約の受付

〇〇さんですね。
明日10時に受付しました。
自宅で待っていてください。

お時間が決まっていれば
帰りも予約できますよ。



福祉タクシーがお迎えに行きます



利用券を
確認します。

目的地へ



○福祉タクシーを利用できる方

- ・岡谷市に住所があり、次のいずれかに該当する方。

- ①満80歳以上の方
- ②要介護『3・4・5』に該当する方
- ③身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けた『1・2級』に該当する方
- ④身体障害者福祉法施行規則に基づく身体障害者障害程度等級表の『下肢3～7級』又は『体幹3級若しくは5級』に該当する方
- ⑤療育手帳交付要綱に基づく療育手帳の交付を受けた『A1・A2・B1』に該当する方
- ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく『1・2級』の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、又は精神障害を支給事由とする年金給付『1・2級』を現に受けている方
- ⑦特定疾病療養受療証の交付を受けた方又は、特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けた方

※上記条件以外でも事情によって利用できる場合があります。社会福祉課までご相談ください。

- ・購入時には、①の方は身分証明書など年齢が確認できるものをお持ちください。
- ・①以外の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾病療養受療証、特定医療費(指定難病)受給者証など、資格を確認できるものをご持参ください。

○利用券

- ・利用券は身分証明書を兼ねており、本人のみ使用できます。
- ・利用券を他の人へ譲ることや、他の人の利用券を使用することはできません。

○運行台数

- ・運行台数は、日時によって変わります。
- ・平日は、最大11台が運行しますが、土曜日・日曜日・祝日は少なくなります。
- ・平日の午前中は、医療機関への利用者も多く、予約が集中するため、希望する時間に利用できない場合がありますのでご了承ください。

○介助者の同乗

- ・タクシーの乗り降りが困難な方は、原則1名の介助者が同乗できます。この場合、介助者の利用券は不要です。
- ・予約するときにオペレーターへ、また、乗車するときには運転手へ、介助者が同乗することをお伝えください。

○乗合い

- ・福祉タクシーは最高4人まで、乗合いをすることができます。ただし、目的地に向かって同じ路線上で乗車できる方に限ります。
- ・予約のときに乗合いのご案内をさせていただく場合がございます。可能な限りで結構ですのでぜひご協力ください。
- ・乗合いの予約は、目的地から一番遠い方が代表となり、予約をしてください。
- ・乗合いは、乗車する方それぞれが1回の利用となります。各自利用券を運転手に提示し、確認を受けてください。

○利用券の払戻し【払戻し期限は、購入した日から、3年以内】

- ・利用券が不要になった場合などは、必要と認められた場合に限り、払戻しができます。
- ・払戻しは、口座振込での返金となります。
- ・払戻しを希望する方は、社会福祉課へお問合せください。

●運転免許証を自主返納された、満80歳以上の方に「福祉タクシー」の利用券を1枚交付します。（利用券の交付は1人1回のみです。）

＊令和4年4月1日以降、自主返納した方が対象になります。

＊詳しくは 社会福祉課までお問い合わせください。《0266-23-4811 内線1251・1222》

寝台車利用補助金

寝たきりの高齢者や重度の障がい者等の施設入退所や病院の入退院等を目的とした寝台車の利用料の一部を補助します。

●対象者

岡谷市内に住所を有し、一般車両を利用できない寝たきりの高齢者、重度の障がい者及び難病患者等で次のいずれかに該当する場合

- ①座位保持困難者で、かつ、市民税非課税世帯の方が寝台車を利用した場合
- ②透析治療を受けている市民税非課税世帯の方が、1ヶ月に8回以上寝台車を利用し、利用料が3万円を超える場合

●補助金の額

- ①寝台車の利用1回あたり4,000円まで（下回る場合はその額）
（1回の利用とは、乗車してから目的地で降車するまでとします。）
- ②1ヶ月の利用料の2分の1で3万円を限度

●補助金の額

- ①、②とも年間12回以内

●申請方法

寝台車の利用後に利用者の領収証（費用の明細）と本人の金融機関等の口座のわかるもの、印鑑を持参のうえ、社会福祉課に申請してください。

なお、領収証には、利用者の氏名の記入があるか必ず確認してください。

申請する年度の利用分のみ補助金の交付対象となるため、1月から3月に利用した場合は早めに申請してください。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電 話 23-4811（内線1255～1257）
	FAX 22-8492

運賃の減免等

●運賃等の割引

※運行会社、都道府県等によって、扱い等が異なる場合がありますので、事前に運行会社等に確認していただくことをお奨めします。

【鉄道運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者)

J R利用の場合、(単独利用の場合、片道の営業距離が100Kmを超える区間)の普通運賃等が50%の割引となります。乗車券の種類(普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、急行券)など手帳の第1種(A)、第2種(B)、入所施設の区分等により、介護者の取り扱い等が異なりますので、詳しくは駅窓口にお問い合わせください。

その他の民間鉄道会社等を利用の場合は、各駅の窓口にお問い合わせください。

手続きは基本的に駅窓口で手帳を呈示してください。

【バス運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

バス会社により異なることがありますが、手帳を乗車券販売窓口又は運転手に呈示することにより、普通乗車券が50%割引となります。

【シルキーバス、スワンバスの割引】 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

手帳を乗車券販売窓口又は運転手に呈示することにより、普通乗車券が50%割引となります。

【タクシー運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者)

県タクシー協会の加盟状況等により異なることがありますが、運賃が10%割引になります。迎車料金等は対象外です。乗車の際に手帳を運転手に呈示してください。

【航空旅客運賃の割引】 (身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

航空会社が国内路線ごとに設定する割引です。障がいの程度等により、本人、介護者などの割引適用が異なりますので、手続きの方法等含め詳しくは航空会社の窓口にお問い合わせください。

【有料道路通行料金等の割引】 (身体障がい者、知的障がい者)

適用範囲	自ら自動車を運転する場合	介護者が自動車を運転する場合
利用できる方	すべての身体障がい者	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者
自動車の範囲	原則、身体障がい者本人又は所定の親族が所有する乗用自動車等(営業用を除く)	原則、障がい者本人、所定の親族又は介護者が所有する乗用自動車等(原則、営業用を除く)

※これまでは1人につき、事前登録された自動車1台のみが対象でしたが、令和5年3月27日から一定の要件を満たせば、事前登録されていない自動車でも割引の対象となる場合があります。(例 自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度障害者の方がタクシーを利用する場合など)

割引率 50%以内

手続き 社会福祉課において、手帳の所定欄に自動車登録番号等の記載証明を受けてください。

料金所において、手帳の証明欄を呈示してください。(必ず本人の同乗が必要です)

ETCによる割引は、別途所定の手続きが必要となります。

割引の有効期間は登録手続きから2回目の誕生日までです。期限の2ヶ月前から更新の手続きが可能です。

※これまでは対面での申請のみでしたが、これに加え令和5年3月27日からオンライン申請でも手続きできます。オンライン申請は自動車を事前登録したうえで、ETCを利用される方のみが対象です。

問い合わせ先	社会福祉課 障がい福祉担当
	電 話 23-4811 (内線1255~1257)
	FAX 22-8492